

## 議案第16号

### 羽生市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

羽生市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(部分休業の承認) 第20条 (略) 2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は勤務時間条例第17条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇若しくは当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内又は1年につき10日を超えない範囲内で行うものとする。 3 <u>非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20</u>	(部分休業の承認) 第20条 (略) 2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は勤務時間条例第17条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）又は1年につき10日を超えない範囲内で行うものとする。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月26日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明

